

人権侵害 おわびします

編集長 坂口佳代

袴田さんが逮捕された1968年当時の紙面を振り返ると、袴田さんを「犯人」とする捜査当局の見立てを疑わずに報道していたと言わざるを得ません。発生から1年2カ月後に発見された「5点の衣類」が犯行時の着衣とされた点についても立ち止まって取材し、紙面で検証することはありませんでした。

なぜ、このような報道を続けたのか。事件から半世紀が経過し、当時の編集局幹部に確認することはできませんが、時代背景が異なっていたこともあり、逮捕された容疑者の人権に配慮する意識が希薄でした。名前も呼び捨てにしていました。更に捜査当局への社会的信頼が厚く、捜査に問題があるかどうかを疑う視点が欠けていました。

袴田さんが逮捕された際に犯人視するような報道を続けた結果、袴田さんご家族、関係者の名誉を傷つけ、人権を侵害しました。また、読者に誤った印象を与え、新聞に対する信頼を裏切ることにもなりました。真摯に反省するとともに、袴田さんご家族、関係者、読者におわびします。

毎日新聞は94年に発生した「松本サリン事件」でも、被害者の河野義行さんが事件に関わったとする誤った報道をしました。95年6月に検証記事を掲載し、河野さんに謝罪しました。

過去の反省に基づき、2009年に運用を始めた事件報道のガイドラインでは、容疑者について「無罪推定」が刑事司法の原則であることを確認し、「犯人」と決めつける表現は避けると規定しました。これに先立つ00年には、第三者機関「開かれた新聞委員会」を設置し、外部の目で報道をチェックする仕組みも作っています。